

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



大阪府立たまがわ高等支援学校

東大阪市稲葉2丁目3-25

電話 072(961)4730

FAX 072(961)4788

もくじ

第1章 いじめ防止等に対する本校の方針	2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 年間計画	
5 取組状況の把握と検証（PDCAサイクルを通した検証）	
第2章 いじめ防止	6
1 いじめを未然防止するために	
2 いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見	8
1 いじめを早期発見するために	
2 いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対応の基本的な流れ	9
1 いじめ初期対応のポイント	
2 いじめ解消の定義	
第5章 いじめ対応のフローチャートと議事録	12
1 フローチャート	
2 議事録	
第6章 その他	15
別添「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」	17

学校いじめ防止基本方針

大阪府立たまがわ高等支援学校

令和8年4月

第1章 いじめ防止等に対する本校の方針

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の健全なる人格の成熟を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「就労を通じた潤いのある社会的自立の実現をしっかりと支援する学校」「生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、より適切で効果的な指導・支援をするために進化する学校」を学校像とし、そのために道徳教育・人権教育に重点をおいた教育活動に取り組む。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- LINE や SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、分掌長（生徒指導主事、保健主事、教務主任含む）、養護教諭、人権・道徳教育推進委員長、その他必要と認められる教職員（学年主任、学年指導係チーフ、担任等）

※いじめ事象発生時に対応するメンバーは、生徒指導主事が適宜判断する。

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画 本基本方針に沿って、次のとおり実施する。

たまがわ高等支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	・前期始業式・対面式	・前期始業式・対面式	・前期始業式・対面式	
	・個人カードによって把握された生徒状況の集約と情報共有			
	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認、いじめへの学校対応方針の共有)
5月	・生徒総会	・生徒総会	・生徒総会	
	・いじめ等アンケート	・いじめ等アンケート	・いじめ等アンケート	・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新(生徒、保護者へ周知)
6月	・人権教育(いじめについて)	・職場実習(社会性の育成)	・職場実習(社会性の育成)	・第1回学校運営協議会
		・人権教育(人の気持ちを考える)	・人権教育(自分とみんなの人権を大切にするために)	・アンケート集計と検証
7月	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	
8月	・生徒集会	・生徒集会	・生徒集会	
	・バックツアー(校外学習での実態把握)	・バックツアー(校外学習での実態把握)	・職場実習(社会性の育成)	
9月	・いじめ等アンケート	・いじめ等アンケート	・いじめ等アンケート	
	・人権教育(偏見と差別について)	・人権教育(他者を思いやる言動を考える)	・人権教育(一人一人を尊重した言動)	・第2回いじめ対策委員会 (会議にて状況報告と進捗確認)
	・生徒会選挙・前期終業式 後期始業式	・生徒会選挙・前期終業式 後期始業式	・生徒会選挙・前期終業式 後期始業式	・アンケート集計と検証
10月	・たまがわフェスティバル体育の部	・たまがわフェスティバル体育の部	・たまがわフェスティバル体育の部	
	・たまがわフェスティバル文化の部	・たまがわフェスティバル文化の部	・たまがわフェスティバル文化の部	
	・職場実習(社会性の育成)	・職場実習(社会性の育成)		
11月				
	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	・三者懇談週間 (実態把握と情報共有)	
12月	・生徒集会	・生徒集会	・生徒集会	・第2回学校運営協議会

1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育（違いを認める） ・バックツアー（校外学習での実態把握） ・いじめ等アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育（仲間づくり） ・修学旅行（コミュニケーション能力の育成） ・いじめ等アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育（望ましい人のかかわり方） ・バックツアー（校外学習での実態把握） ・いじめ等アンケート ・三者懇談週間（卒業後の生活について） 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・三者懇談週間（家庭内の実態把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・三者懇談週間（家庭内の実態把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会（年間の取組みの検証）
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校運営協議会

5 取組状況の把握と検証（PDCAサイクルを通した検証）

いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年度始めと夏休み明けと年度終わりの年3回開催し、いじめ防止の取組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

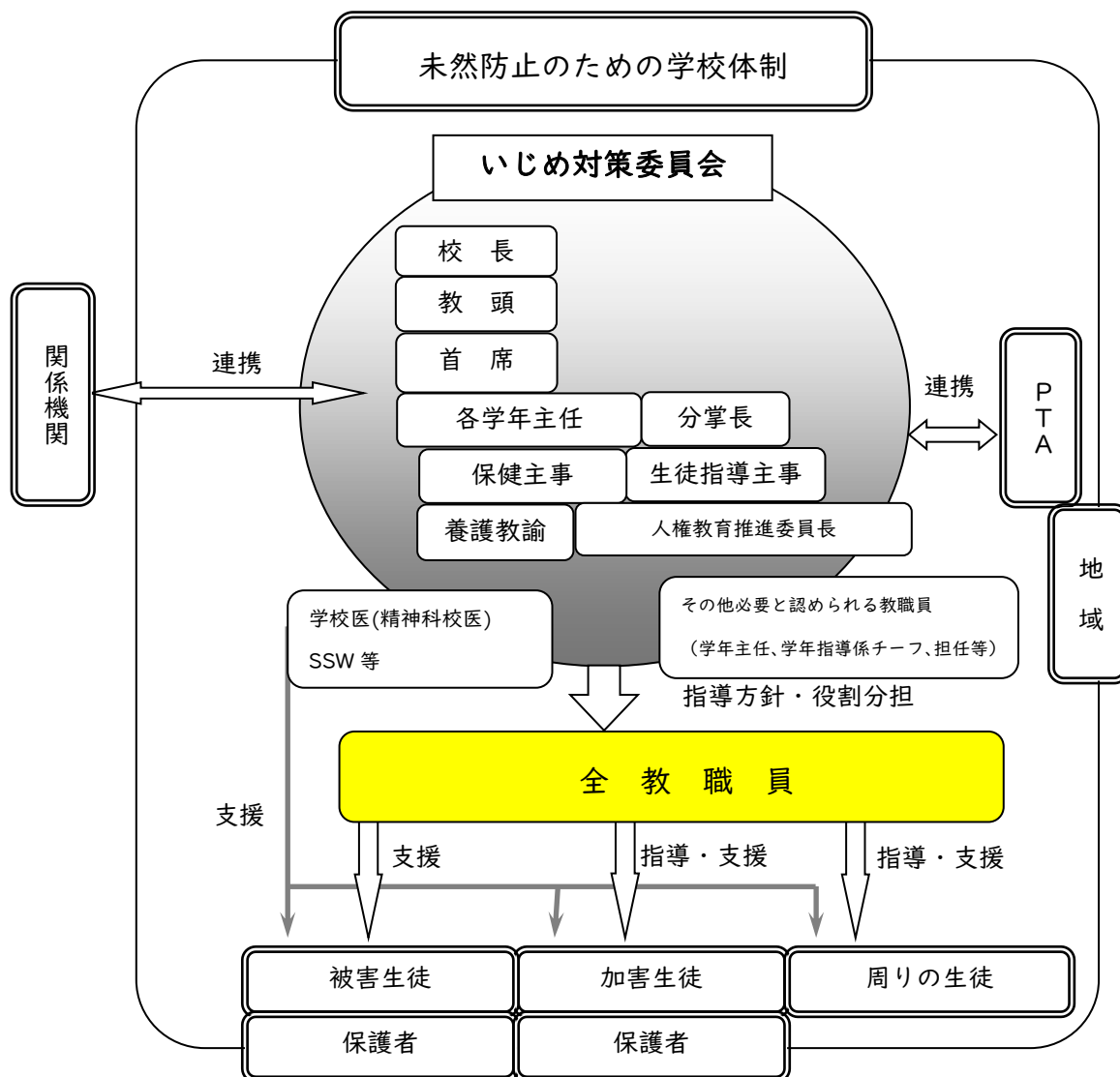
第2章 いじめ防止

1 いじめを未然防止するために

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な探究の時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめ未然防止体制) (いじめ対応プログラムⅠ 67頁より参考)



2 いじめ防止のための措置

- (1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、いじめ対策委員会を設置し、いじめは絶対に許さないという共通理解と、いじめの防止に努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る力を育成する。
そのために、日ごろから教員が集団における生徒の様子を見るようにし、特にクラス担任を中心にクラスでの集団生活を通して他者とのコミュニケーションの機会を多く持てるように、LHR等の時間を利用して取り組む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、日々生徒が話しやすい環境作り（校内巡回指導等の実施）に努める。
分かりやすい授業づくりを進めるために校内授業研修月間（研究授業習慣および外部授業公開週間）を設定する。
また、生徒一人ひとりが生き生きと活動できる集団づくりを進め、個々の生徒に配慮した授業形態を取り、一人ひとりが役割を持った集団作りに努める。
- (4) ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談室を設け、不安や悩み等を相談し、対処方法を考え行動できるように支援する。
- (5) いじめを見逃したり助長したりするような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方を互いに注意し合える関係を作り、教員同士のコミュニケーション力の育成を図る。
また、労働安全衛生委員会を設置し、教員の言動や行動に対して適切かどうか把握し、管理職に報告する。
- (6) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、個別の教育支援計画を立てることで、生徒一人ひとりに合った目標の設定をし、達成感や充実感を育む。
- (7) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、LHRの時間を用いて道徳教育・人権教育を実施する。

第3章 早期発見

1 いじめを早期発見するために

現在のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションツールを使った心理的ないじめが多く、加害生徒と被害生徒の立場が途中で入れ替わるなどの特徴がある。そのために、いじめの存在に気付くことができず、事態が深刻化してしまうケースが少なくない。そうならないためには、被害生徒・加害生徒の表面的な言動だけで見るのではなく、その背景にあるそれぞれの感情に思いを馳せる必要がある。そのためには、生徒の表情や、学級や授業等の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 教職員間の連携

- ・「いじめ等アンケート」を年3回実施し、教員間で生徒の状況を共有する。
- ・年3回の検討会議により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ・日常の観察として、毎日の健康観察や保健室の来室について記録し、気になる生徒や来室回数が多い生徒に対しては個別に話を聞くようにする。
- ・欠席や遅刻、授業での様子など生徒の変化に気がつくことができるように日ごろから生徒の状況を把握することに努める。

(2) 生徒との連携

- ・日ごろから生徒と信頼関係を築き、報告、連絡、相談を受けることができるようにする。
- ・生徒の違和感に気づいた場合は、迷わず生徒へ声をかける。そういう関係性を構築することで生徒も安心感を持てるようになる。

(3) 保護者・地域・外部機関との連携

- ・保護者と連携して生徒を見守るため、毎日の連絡ノートを通じて、日々の生徒の様子を相互に把握する。
- ・教育相談として、SSW相談、臨床心理士相談、心の健康相談などにいつでも協力を求めることができるようにする。月間予定、保健だよりに掲載を行う。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本人・保護者の了解なしに外部に出さない。
- ・生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校医(精神科校医)等に協力を求め、学校運営協議会にて報告し、意見を求める。
- ・研修や集会、HPにより、相談体制を広く周知する。
- ・地域住民に生徒の様子で気になることがあれば連絡をしてもらえるように依頼する。

第4章 いじめに対応の基本的な流れ

Ⅰ いじめ初期対応のポイント

(1) 被害生徒のケア

いじめが疑われる言動を目撃、いじめ等アンケートで発見、生徒や保護者からの訴えがあった場合、被害生徒の保護を最優先に考え、思いに寄り添い受け止めることで、守る意志を伝えると同時に心のケアを行うことで安心感や信頼感を与える。「仲間内の些細なトラブル」「被害生徒にも問題がある」といった判断が初期対応を遅らせ、重大事態につながることを認識する。

(2) 学校全体での組織的な対応

いじめではないかという疑いが生じた時点で、一人で判断せず、学年、生活支援部、いじめ対策委員会等、学校全体で組織的に対応し、迅速に共有する。「自分が解決しなければ…」 「周囲に迷惑はかけられない…」などの教職員の抱え込みにより対応が遅れ、重大事態につながることを認識する。

【いじめが疑われる際の情報共有・対応の流れ】

- ①現場や情報を確認した教員が関係生徒の担任へ報告
- ②担任から生活支援部学年チーフ、生活支援部員、学年主任へ報告
- ③生活支援部学年チーフは生徒指導主事に報告
- ④生徒指導主事は首席・管理職に報告し、対応を協議
- ⑤生徒指導主事の判断でいじめ対策委員会を開き、委員会で共有と協議をする

(3) 情報の収集・集約・正確な実態把握

「記録のための記録」ではなく、「可視化して考えるための記録」を行う。

- ① 加害生徒・被害生徒の双方、関係生徒、目撃生徒から聴き取る。(加害生徒や関係生徒は個別に同時進行で聴き取りを行うことが望ましい。) 　また、内容に相違がある場合には、再度個別に聞き取る。
- ② 「事実確認」と「指導」を区別する。
- ③ 聴き取った内容について、「事実」と「憶測・推測」を区別する。
- ④ 聴き取った情報（発生日時・場所・内容等）を一元化し、ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ⑤ SNS上でのやりとり等があれば、本人了承のもと、保管しておく。
- ⑥ 上記の内容について、記録を残す。

※記録に関する詳細はP.13 「2、議事録」参照

(4)指導・支援体制の構築

①指導・支援方法の決定

担任、学年、生活支援部を中心に指導会議やいじめ対策委員会を開催し、事実についてのアセスメントを行う。生徒の安全を最優先とし、生徒の生命や身体
の安全がおびやかされるような重大な事案、被害生徒が学校に登校できてい
ない事案、学校間にまたがる事案、自校だけでは解決が困難な事案については、
府教育庁へ連絡する。指導・支援体制は、管理職のリーダーシップのもと、集
約した情報とアセスメントに基づいて決定する。役割を分担するにあたり具体
的に、いつ、だれが、どのような指導や支援を行うのかを明確にし、すべての
教職員の共通理解を図る。聴き取った内容を可視化するために議事録を作成し、
記録に基づいて対応方針を検討する。(議事録は保管する)

②対応

加害生徒への指導については、単にいじめ行為として懲戒規定に則り、懲罰と
するのではなく、行為に至った経緯などから「被害生徒の気持ちを考えること」
や「行為についての反省すべき点」などを踏まえた指導が必要であり、再発防
止を踏まえた教育的指導を行う。被害生徒との関係性を考慮し、被害生徒（保
護者）の了解を得て、加害生徒（保護者）へ「いじめ」という言葉を出さずに
対応することも考えられる。

被害生徒が安全・安心に学校へ通えるようにするため、必要に応じて加害生徒
に対する別室指導等の措置をとる。

いじめが犯罪行為として取り扱われる場合や、生徒に重大な被害が生じるおそ
れがある場合には、警察と連携を図る。

(5)保護者との連携

状況や指導・支援方針を丁寧に説明し、理解を得て協力を求める

- ①被害側、加害側を問わず事実関係等を迅速かつ正確に伝える。
- ②事実関係等を伝える際には、憶測・推測や個人的な解釈は交えない。
- ③解決に向けた協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ④随時経過を必ず報告する

(6)その他

いじめを見ていた「観衆」、同調していたりした「傍観者」の生徒に対しても、自
分の問題として捉えさせる。そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、
いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解さ
せるようにする。いじめを見聞きしたら、必ず教員に知らせることがいじめをな
くすことにつながるということを生徒に徹底して伝える。

2 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

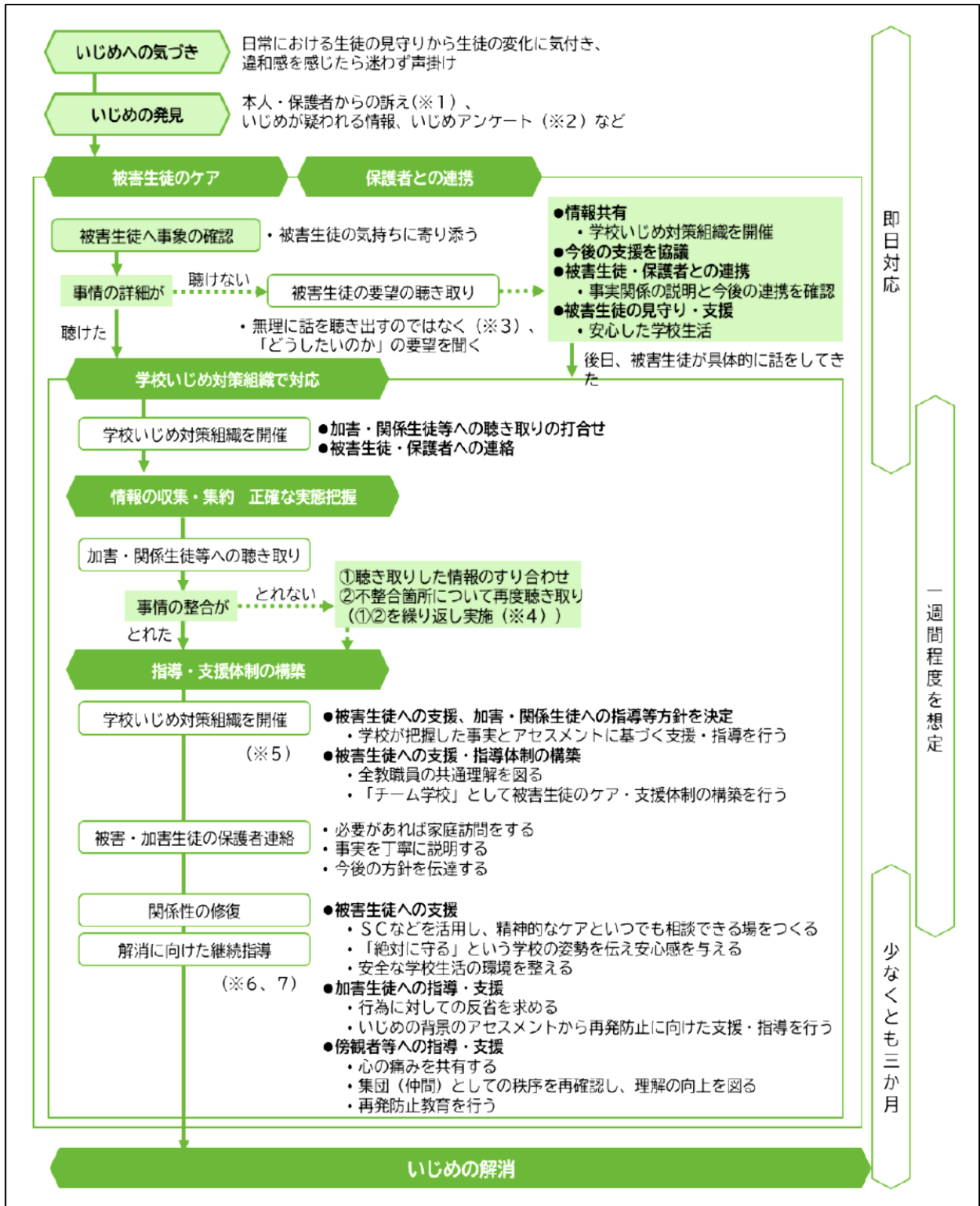
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

3 不登校重大事態への対応

- (1) 不登校の定義を踏まえ年間30日をめやすとするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その原因としていじめが考えられる場合は、欠席期間が30日に到達する前から、教育庁と連携し、早期から丁寧に対応する。

第5章 いじめ対応のフローチャートと議事録

1、フローチャート



2、議事録（参考）

組織的な対応、情報の共有化、保護者対応時の有効性、重大事態発生時の対応などの観点から議事録を詳細にとることが重要である

【記録を残す際の留意点やポイント】

- ①記録者の確定。事実調査は基本的に二人で対応、聴き取る教職員、記録する教職員の役割を明確にすること。
- ②事案の日付や時間を正確に時系列に記載すること。（時間を書くことで正確性が増し、前後関係の説明も含めて明確にすることができる。）
- ③聴き取った内容について、「事実」と「憶測・推測」を区別すること。
- ④聴き取った内容、生徒や保護者の発言や説明については、できる限りそのまま記録すること。（聴き取った教職員の評価や主観を書くのではなく、聴き取った内容のみを書くようにする。）
- ⑤後に生徒等から「教員に誘導された」といった指摘があった場合に対応できるよう、可能な限り、質問内容も記録しておくこと。

【表】

【いじめ対策委員会】議事録					No.
開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
開催場所					
参加者	<input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 生徒指導主事 <input type="checkbox"/> 進路支援部長 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 保健主事 <input type="checkbox"/> 地域支援部長 <input type="checkbox"/> 首席 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> 学習支援部長 <input type="checkbox"/> 人権道德教育推進委員長 <input type="checkbox"/> 当該学年主任 <input type="checkbox"/> 当該担任 <input type="checkbox"/> ()				
被害者名	性別	学年	組	担任名	
加害者名	性別	学年	組	担任名	
認知（発見）について					
事案認知（発見）日時	令和 年 月 日 () 時 分				
事案認知（発見）者	誰から：		誰に：		
どう認知（発見）したか	<input type="checkbox"/> 教員による気づき <input type="checkbox"/> 本人からの訴え <input type="checkbox"/> () からの情報提供 <input type="checkbox"/> その他				
事案発生日時	令和 年 月 日 () 時 分				
事案発生場所					
いじめ対策委員会への報告	令和 年 月 日 () 時 分				
報告者	誰から：		誰に：		
管理職への報告	令和 年 月 日 () 時 分				
報告者	誰から：		誰に：		
訴えの内容概要	※5W1Hで記入する（いつ・どこで・誰が・誰に対して・何を・どのようにした）				

【裏】

指導・支援方針の決定											
被害生徒の保護と要望を最優先に考えた対応について、情報の収集・集約・正確な実態把握について 加害・被害生徒の保護者との連携について など具体的に記入											
役割分担											
全体集約・記録：() () () () 府教育庁への連絡：() () () 被害生徒聴き取り：() () () () 被害生徒保護者対応：() () () 加害生徒聴き取り・指導：() () () () 加害生徒保護者対応：() () () 目撃生徒聴き取り：() () () () 目撃生徒保護者連絡：() () ()											
調査により認定した事実 ※事実を5W1Hで記入する (いつ・どこで・誰が・誰に対して・何を・どのようにした)											
<table border="1"> <tr> <td>いじめ認定</td> <td>認定</td> <td>不認定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		いじめ認定	認定	不認定							
いじめ認定	認定	不認定									
指導・支援体制の構築											
事案についてのアセスメント方法、被害生徒への支援について、被害・加害生徒の保護者との連携 加害生徒への指導・支援について (反省状況、いじめの背景のアセスメントから再発防止について) 関係性の修復について (謝罪の場を設け、元の関係に戻すことを前提とするものではない) 傍観者等への指導・支援について など具体的に記入											
その後											
いじめの解消 日時： 年 月 日 () : 確認者：()											

第6章 その他

未然防止の観点から、「人権教育推進委員会」を別途設置する。

- (1) 名称 「人権教育推進委員会」
- (2) 構成員
 - 教頭、首席、生徒指導主事、保健主事、各学年担当1名、各分掌担当1名
- (3) 役割
 - ア いじめの未然防止
 - イ 教職員の資質向上のための校内研修
 - ウ 年間計画の企画と実施
 - エ 年間計画進捗のチェック
 - オ 各取組の有効性の検証

(4) 年間計画

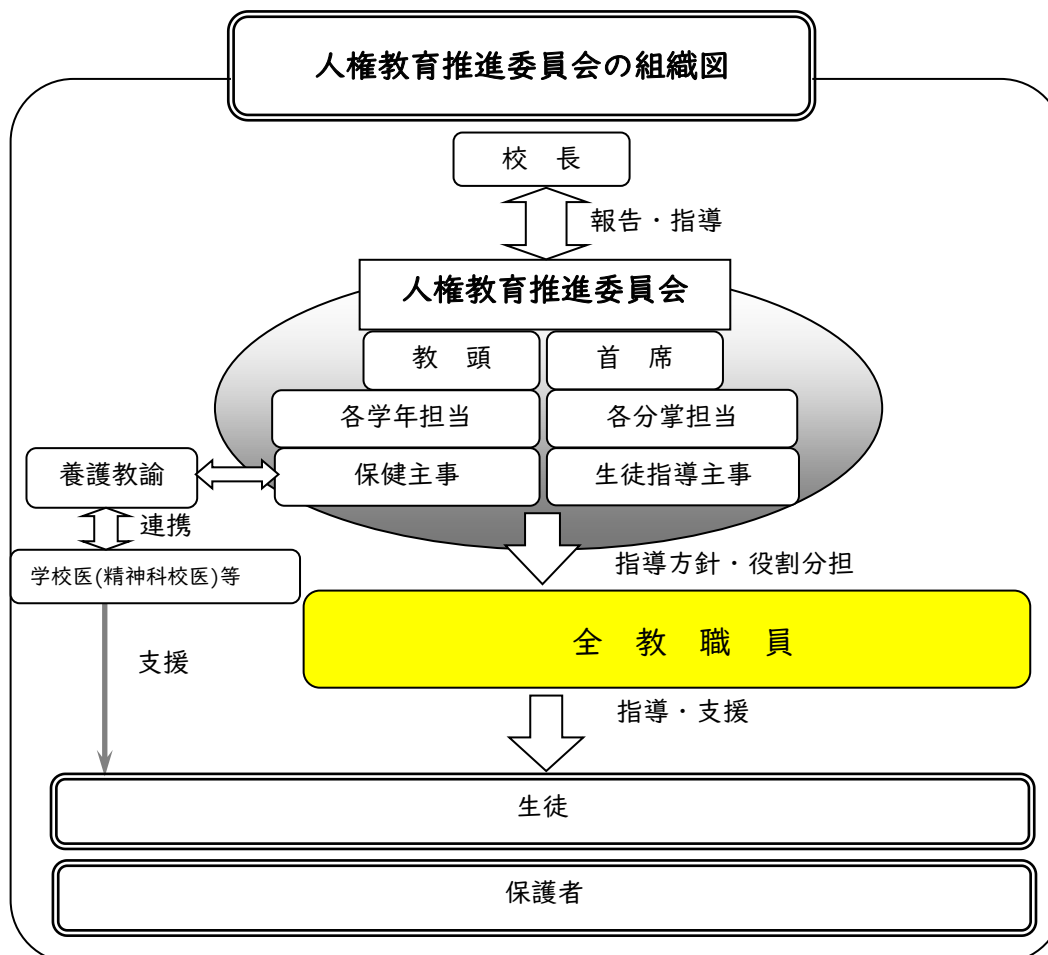
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

1 学年 実施回・実施内容	2 学年 実施回・実施内容	3 学年 実施回・実施内容
<p><第1回> 「いじめについて」 ・いじめの定義を学び正しい認識と知識をもつ。 ・いじめの重大さを学び、適切な行動が選択できるようになる。 ・日常の中に溢れているいじめのきっかけを知り、学校生活を見直す。</p>	<p><第1回> 「人の気持ちを考える」 ・日常生活の中で無意識に自分が人を傷つけることがあることに気づくことができる。 ・相手の受け取り方次第で「いじめ」につながる可能性があることを知る。 ・人を傷つけない、トラブルをおこさないための態度や返答の仕方を考えることができる。</p>	<p><第1回> 「自分とみんなの人権を大切にするために」 ・自分の人権を大切にするためには、他者の人権も大切にしなければならないことを知る。 ・お互いを尊重するための社会のしくみを知る。 ・社会人として集団の中で生きるための様々なルールを守る大切さについて知る。</p>
<p><第2回> 「偏見と差別について」 ・社会にある様々な人権問題があることを知る。 ・無意識のうちにもっている偏見を考える。 ・偏見から差別につながっていくことがあることを知り、どのような行動選択をとるかを考える。</p>	<p><第2回> 「他者を思いやる言動を考える」 ・人それぞれ良さがあることを理解し、自己理解に努め、周りの人を尊重する気持ちや自分らしく生きようとする大切さを学ぶ。</p>	<p><第2回> 「一人一人を尊重した言動」 ・ジェンダーバイアスについて知り、人それぞれの思いを尊重することを意識できるようにする。 ・アンコンシャスバイアスについて知り、自分の中の思い込みを感じ、対処できるようにする。 ・仲間が同和地区出身であることを伝えられたときに、自分がどうふるまえるのかを考える機会を持つ」</p>
<p><第3回> 「違いを認める」 ・人にはそれぞれ違いがある事を学ぶ。ただし、男女や人種等の違いによって接し方を変えることは、差別につながるため認められないことを知る。 ・話し合いを通じて、自分の意見と異なる意見でも話を聞くことを経験する。 ・違いを認め合うことが大切であることを知る</p>	<p><第3回> 「仲間づくり」 仲間づくりのために以下の内容について意識できるようにする ・学年の生徒は仲間であり、お互いを集団の一員として理解すること。 ・仲間関係として「～してくれる」からという条件付きではなく、対等な関係を結ぶこと。 ・人をバカにしたり、悪口（SNSを含む）を言ったりせず、また聞いても本人伝えたりしないこと。 ・お互いを、また違いを認め合うこと。 ・同じ目標に向かって努力し、お互いに努力すること。 ・できることは分かち合う、困っていたら助け合うこと。 ・正しいことを言う勇気をもつこと。</p>	<p><第3回> 「望ましい人とのかかわり方」 ・望ましくない人とのかかわり方を例示し、良くなかった点をどのように改善したらよいかまず個人で考え、発表し、人との正しいかかわり方を知る。</p>

※上記に加えて、自立活動の時間を用いて全学年で「いじめ等アンケート」を年3回実施する。

(5) 取組状況の把握と検証（P D C Aサイクルを通じた検証）

人権教育推進委員会を、各学期の始めと終わりの年4回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどを行う



5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。